

境内地、境内建物の証明に関する提出書類について

(1) 境内地・境内建物証明の概要

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けようとする宗教法人は、境内地又は境内建物である旨の新潟県知事の証明を受けることが必要です。

なお、証明書の提出にあたっては、事前に法務文書課までご連絡ください。

(2) 証明の対象

証明の対象は、宗教法人がもっぱら自己又はその包括する宗教法人の用に供する「境内地又は境内建物」(※)に限られます。

なお、公益事業(宗派を問わない霊園墓地の経営等)や公益事業以外の事業(駐車場経営等)に使用する土地や建物は、もっぱら宗教の用に供するものではないことから、証明の対象とはなりません。

また、既に登録免許税を支払っている場合は、証明は行いません。

※ 宗教法人法第3条各号に規定する「境内建物・境内地」

- 境内地
 - ・ 境内建物又は工作物が存する一画の土地
 - ・ 参道として用いられる土地
 - ・ 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地
 - ・ 庭園・山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地
 - ・ 歴史、古記等によって密接な縁故がある土地
 - ・ 前各号に掲げる建物・工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

- 境内建物
 - ・ 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物

(3) 必要な提出書類

- ア 境内地、境内建物証明願・・・・・・・・・・2部 様式1
 イ 添付書類（下表のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

区 分	書 類 名	様 式
土地の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任役員会議事録（写し） ・ 寄附証書（写し）〔寄附によって取得する場合〕 ・ 売買契約書（写し）〔売買によって取得する場合〕 ・ 公図（法務局が発行したもの）（境内地図面） ・ 公図に建物の位置を示した図面（境内建物配置図） ・ 当該土地が農地である場合は、農地法第5条の規定による許可証（写し） ・ 当該土地を墓地として使用する場合は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による許可証（写し） ・ 土地の写真及び撮影場所を示す書類 ※ <u>当該土地に建物・工作物が完成していない場合は、当該土地が確実に境内地の用に供されることを確認するため、建設計画書、請負契約書を添付すること。</u> 	様式2 様式3 — — 様式5
建物の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任役員会議事録（写し） ・ 寄附証書（写し）〔寄附によって取得する場合〕 ・ 売買契約書（写し）〔売買によって取得する場合〕 ・ 建設請負契約書（写し）〔新築の場合〕 ・ 公図（法務局が発行したもの）（境内地図面） ・ 公図に建物の位置を示した図面（境内建物配置図） ・ 建物平面図（建物の部屋等の状況を示す書類） ・ 建築確認を受けたことを証する書類（写し） ・ 建物の写真及び撮影場所を示す書類 	様式2 様式3 — — — 様式5 様式6

- ※ 必要に応じて、上記以外の書類を追加で提出していただく場合があります。
- ※ 所轄庁が新潟県以外の宗教法人が証明を受けようとする場合は、上記添付書類のほか、法人の登記簿（履歴事項全部証明書）を添付してください。
- ※ 土地及び建物の登記事項証明書については、添付を要しないこととしました（R8.3月）。
- ※ コピーを提出するものについては、書類の余白に代表役員による原本証明を行ってください（次頁参照）。
- なお、電子申請を行う場合は、電子申請システム上の案内に従って原本証明を付してください。

(原本証明の例)

上記は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

宗教法人「 」

代表役員 ○○ ○○

※写真の撮影位置を示す図については、以下を参考に作成してください。

